



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 25 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第54号）

#### 1 規則の概要

(1) 平成17年度組織改正を次のように行うこととした。

##### ア 本庁

部	課	改 正 の 概 要
総務部	総務課	「大学改革室」を設置
	税務課	「新税制対策室」を廃止し、「徴収・市町村税支援室」を設置
地域振興部	情報政策課	「電子自治体推進室」を設置
環境生活部	文化国際課	文化振興課と国際課を統合して「文化国際課」を設置 「芸術文化センター建設室」を廃止し、「文化振興室」を設置
	自然環境課	景観自然課を「自然環境課」に改称
健康福祉部	地域福祉課	「地域福祉課」を新設
農林水産部	農畜産振興課	生産振興課と畜産振興課を統合して「農畜産振興課」を設置 「食料安全推進室」を設置
土木部	技術管理課	技術管理室を「技術管理課」に改称
	都市計画課	「景観政策室」を設置
農林水産部 商工労働部	しまねブランド推進課	しまねブランド推進室を「しまねブランド推進課」に改称

##### イ 地方機関

部	事 務 所 等	改 正 の 概 要
環境生活部	芸術文化センター	「芸術文化センター」を設置
健康福祉部	健康福祉センター	廃止
	福祉事務所	「東部福祉事務所」、「西部福祉事務所」及び「隠岐福祉事務所」に再編

	保健所	能義支所、大田支所、黒木支所を本所に統合
	中央病院	医療局に「新生児科」を設置
	湖陵病院	医療局に「総合リハビリテーション室」を設置
	母子福祉センター	廃止
	女性相談センター	環境生活部から移管
	心と体の相談センター	身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターを統合して「心と体の相談センター」を設置
農林水産部	農林振興センター地域農業普及部	業務の本所への統合等
	農業技術センター	農業試験場を「農業技術センター」に改称
	畜産技術センター	畜産試験場を「畜産技術センター」に改称
土木部	土木建築事務所出張所	業務の本所等への統合

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第54号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成15年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」を「第53条」に、「第57条 - 第75条」を「第54条 - 第70条」に、「第76条 - 第84条」を「第71条 - 第79条」に、「第85条 - 第89条」を「第80条 - 第84条」に、「第90条・第91条」を「第85条・第86条」に、「第92条」を「第87条」に改める。

第 3 条第 4 項第 1 号中「基づく」の次に「内部組織として置かれる」を加え、同項第 2 号及び同条第 5 項第 3 号中「第 158 条第 6 項」を「第 158 条第 1 項」に、「基づき」を「基づく内部組織として」に改める。

第16条第 1 項の表政策企画局の部政策企画監室の項中「、計画・行政評価スタッフ」を削り、同表総務部の部総務課の項中「法令文書グループ、情報公開グループ、学事グループ」を「法令グループ、学事文書グループ、情報公開グループ」に改め、同部財政課の項中「予算第三グループ」の次に「、財政改革グループ」を加え、同部税務課の項中「管理納税グループ」を「企画税制グループ」に改め、同表地域振興部の部市町村課の項中「税政グループ」を「交付税グループ」に改め、同部情報政策課の項中「情報企画グループ、行政情報管理グループ」を「情報政策グループ、情報システム管理グループ」に改め、同表環境生活部の部環境生活総務課の項中「企画調整スタッフ」の次に「、湖沼環境スタッフ」を加え、同部中文化振興課の項を削り、国際課の項及び景観自然課の項を次のように改める。

文化国際課	国際交流グループ、旅券スタッフ
自然環境課	自然公園グループ、自然保護グループ、ラムサールスタッフ

第16条第1項の表環境生活部の部環境政策課の項中「水政策スタッフ」を「水質保全スタッフ」に改め、同部廃棄物対策課の項中「循環型社会スタッフ」を「循環型社会推進スタッフ」に改め、同表健康福祉部の部健康福祉総務課の項中「地域福祉・保護グループ」及び「監査指導スタッフ」を削り、同項の次に次のように加える。

地域福祉課	地域福祉・保護グループ、指導監査第一スタッフ、指導監査第二スタッフ、石見スタッフ
-------	--

第16条第1項の表健康福祉部の部健康推進課の項中「母子・疾病療養支援グループ」を「疾病療養支援グループ、母子・難病支援グループ」に改め、同部高齢者福祉課の項から障害者福祉課の項までを次のように改める。

高齢者福祉課	長寿社会グループ、介護保険グループ、施設福祉グループ、在宅福祉グループ、援護恩給スタッフ、介護保険スタッフ
青少年家庭課	児童福祉グループ、保育支援グループ、母子福祉グループ、青少年育成スタッフ、児童・家庭相談支援スタッフ
障害者福祉課	計画推進グループ、支援第一グループ、支援第二グループ、施設運営スタッフ

第16条第1項の表農林水産部の部農業経営課の項中「地域農業グループ、農業普及グループ、担い手育成スタッフ、専門技術員スタッフ」を「担い手育成グループ、技術普及グループ、担い手育成担当スタッフ、企業参入促進スタッフ」に改め、同部中生産振興課の項を削り、畜産振興課の項を次のように改める。

農畜産振興課	農畜政グループ、支援事業グループ、農産グループ、園芸グループ、畜産グループ、有機農業グループ、構造対策緊急地域スタッフ、事業団・公社担当スタッフ
--------	--

第16条第1項の表農林水産部の部農村整備課の項中「農村基盤グループ」の次に「資源保全スタッフ」を加え、同部林業課の項中「普及・特用林産グループ、専門技術員スタッフ、林業税制スタッフ」を「林業普及スタッフ、緑化センター管理スタッフ、水と緑の森づくりスタッフ」に改め、同部漁港漁場整備課の項中「漁港調整スタッフ」を削り、同表商工労働部の部観光振興課の項中「観光宣伝グループ」の次に「広域観光推進支援スタッフ」を加え、同部産業振興課の項中「地域産業創造グループ」の次に「産業競争力強化グループ」を加え、同表土木部の部技術管理室の項中「技術管理室」を「技術管理課」に改め、同部道路建設課の項中「事業調整スタッフ」を「第五大橋スタッフ」に改め、同条第2項の表以外の部分中「室」を「課」に改め、同項の表を次のように改める。

部	課	グループ又はスタッフ
農林水産部	しまねブランド推進	販路拡大グループ、ブランド化グループ、マーケティング推進グループ
商工労働部	課	地域産品育成スタッフ

第16条第5項の表人事課の項の前に次のように加える。

総務課	大学改革室	
-----	-------	--

第16条第5項の表税務課の項中「新税制対策室」を「徴収・市町村税支援室」に改め、同表文化振興課の項を次のように改める。

文化国際課	文化振興室	
-------	-------	--

第16条第5項の表農林水産総務課の項の次に次のように加える。

農畜産振興課	食料安全推進室	農産物安全担当スタッフ、畜産物安全担当スタッフ
--------	---------	-------------------------

第16条第5項の表に次のように加える。

都市計画課	景観政策室	
-------	-------	--

第17条第3項中「しまねブランド推進室」を「しまねブランド推進課」に改める。

第18条第1項の表総務部の部総務課の項第8号から第12号までを次のように改める。

- (8) 私立学校に関すること。
- (9) 東京事務所に関すること。
- (10) 県立大学及び県立短期大学の地方独立行政法人化及び統合に関すること(大学改革室)。
- (11) 県立大学及び県立短期大学に関すること(大学改革室)。
- (12) 財団法人北東アジア地域学術交流財団の業務運営に関すること(大学改革室)。

第18条第1項の表総務部の部税務課の項第4号中「(新税制対策室)」を削り、同項に次の2号を加える。

- (5) 県税の徴収対策に関すること(徴収・市町村税支援室)。
- (6) 市町村の税務行政に係る支援に関すること(徴収・市町村税支援室)。

第18条第1項の表地域振興部の部地域政策課の項第11号中「こと」の次に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同表環境生活部の部環境生活総務課の項第6号中「女性相談センター及び」を削り、同部中文化振興課の項を削り、国際課の項及び景観自然課の項を次のように改める。

文化国際課

- (1) 国際交流・協力の企画及び調整に関すること。
- (2) 渉外に関すること。
- (3) 旅券に関すること。
- (4) 在住外国人及び海外移住者に関すること。
- (5) 国際交流・協力事業に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 財団法人しまね国際センターの業務運営の指導に関すること。
- (7) 文化行政に関する企画及び調整に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く。次号及び第12号において同じ。)(文化振興室)。
- (8) 芸術及び文化の振興に関すること(文化振興室)。
- (9) 美術館に関すること(文化振興室)。
- (10) 芸術文化センターに関すること(文化振興室)。
- (11) 県民会館に関すること(文化振興室)。
- (12) 財団法人島根県文化振興財団の業務運営の指導に関すること(文化振興室)。
- (13) 財団法人島根県並河萬里写真財団の業務運営の指導に関すること(文化振興室)。

(14) 公益信託しまね文化ファンドの運営の指導に関すること(文化振興室)。

#### 自然環境課

- (1) 自然保護の総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 自然保護の普及啓発に関すること。
- (3) 自然環境保全地域に関すること。
- (4) 中国自然歩道に関すること。
- (5) 自然公園に関すること。
- (6) 希少野生動植物種の保存に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 三瓶自然館に関すること。
- (8) 財団法人三瓶フィールドミュージアム財団の業務運営の指導に関すること。
- (9) ラムサール条約に関すること。

第18条第1項の表健康福祉部の部健康福祉総務課の項第1号を次のように改める。

- (1) 福祉事務所、保健所及び保健環境科学研究所に関すること。

第18条第1項の表健康福祉部の部健康福祉総務課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号及び第11号を削り、同項の次に次のように加える。

#### 地域福祉課

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の監査指導に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関すること。
- (3) 民生委員に関すること。
- (4) 生活保護に関すること。
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

第18条第1項の表健康福祉部の部高齢者福祉課の項第1号中「高齢化社会対策」を「高齢社会対策」に改め、同項第4号中「(他課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項第7号を削り、同部青少年家庭課の項第1号中「ことく」の次に「障害児の福祉及び」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「青少年対策の」を「青少年の健全育成の推進及び」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「青少年の健全育成」を「要保護女子の保護更生並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「及び児童手当」を削り、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 児童手当に関すること。

第18条第1項の表健康福祉部の部青少年家庭課の項第8号中「母子福祉センター」を「女性相談センター」に改め、同項に次の1号を加える。

- (9) 少子化対策の推進及び総合調整に関すること(少子化対策推進室)。

第18条第1項の表健康福祉部の部障害者福祉課の項第6号中「身体障害者更生相談所」を「心と体の相談センター」に改め、「精神保健福祉センター、知的障害者更生相談所」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 発達障害者の支援に関すること。

第18条第1項の表農林水産部の部農林水産総務課の項第6号を削り、同部農業経営課の項第18号中「農業大学校」を「農業技術センター、しまねの味開発指導センター、農業大学校」に改め、同部中生産振興課の項を削り、畜産振興課の項を次のように改める。

#### 農畜産振興課

- (1) 農畜産物の生産計画、奨励及び流通に関すること。
- (2) たち上る産地育成支援事業に関すること。
- (3) 競争力強化生産総合対策に関すること。
- (4) 経営構造対策に関すること。
- (5) 水田農業構造改革対策及び米の生産数量調整の推進に関すること。
- (6) 農業気象に関すること。
- (7) 農業機械に関すること。
- (8) 農作物の種苗に関すること。
- (9) 環境にやさしい農業及び有機農業の推進並びに土壌改良に関すること。
- (10) 家畜の改良増殖に関すること。
- (11) 家畜の飼料対策に関すること。
- (12) 畜産特別対策資金に関すること。
- (13) 家畜市場及び家畜商に関すること。
- (14) 旧社団法人島根県畜産開発事業団に関すること。
- (15) 株式会社島根県食肉公社に関すること。
- (16) 花振興センター、畜産技術センター及び種畜センターに関すること。
- (17) 農作物の病害虫の防除及び農業に関すること（食料安全推進室）。
- (18) 農産物、林産物、畜産物及び水産物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること（食料安全推進室）。
- (19) 農畜産物の安全性の確保に関すること（食料安全推進室）。
- (20) 肥料の品質確保及び適正な使用に関すること（食料安全推進室）。
- (21) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること（食料安全推進室）。
- (22) 家畜の伝染病予防及び衛生に関すること（食料安全推進室）。
- (23) 動物薬事に関すること（食料安全推進室）。
- (24) 畜産経営における環境対策に関すること（食料安全推進室）。
- (25) 獣医師、家畜人工授精師等に関すること（食料安全推進室）。
- (26) 病害虫防除所、家畜保健衛生所及び家畜衛生研究所に関すること（食料安全推進室）。

第18条第1項の表農林水産部の部農村整備課の項に次のように加える。

- (9) 資源保全策に関すること。

第18条第1項の表農林水産部の部林業課の項第10号から第20号までを次のように改める。

- (10) 林業技術の普及指導に関すること。
- (11) 特用林産物の振興対策に関すること。
- (12) 林業に関する試験研究成果の普及に関すること。
- (13) 中山間地域研究センターに関すること（農業、畜産及び林業の研究に関することに限る。）。
- (14) 環境緑化技術の指導及び普及に関すること。
- (15) 林木育種事業に関すること。
- (16) 優良種苗の生産に関すること。
- (17) ふるさと森林公園の管理に関すること。
- (18) 緑化センターの管理に関すること。
- (19) 水と緑の森づくりの推進に関すること。
- (20) 森林に対する県民理解の促進に関すること。

第18条第 1 項の表農林水産部の部林業課の項に次の 7 号を加える。

- (21) 緑化の推進に関すること。
- (22) ふるさとの森に関すること。
- (23) 島根県水と緑の森づくり基金条例(平成16年島根県条例第84号)に関すること。
- (24) 社団法人島根県林業公社の業務運営の指導に関すること。
- (25) 木質資源の活用対策に関すること(木材振興室)。
- (26) 中海水中貯木場の管理運営に関すること(木材振興室)。
- (27) 林業・木材産業構造改革事業に関すること(木材振興室)。

第18条第 1 項の表農林水産部の部水産課の項中第23号を第24号とし、第 7 号から第22号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「及び小型船舶」を削り、同号を同項第 7 号とし、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 離島漁業再生支援交付金事業に関すること。

第18条第 1 項の表商工労働部の部観光振興課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表土木部の部土木総務課の項第 1 号中「、土木事務所」を削り、「浄化センター」を「宍道湖流域下水道管理事務所」に改め、同部技術管理室の項中「技術管理室」を「技術管理課」に改め、同部都市計画課の項中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とし、第11号から第14号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項に次の 2 号を加える。

- (14) 屋外広告物に関すること(景観政策室)。
- (15) 景観に関すること(景観政策室)。

第18条第 2 項中「課等」を「課」に改め、同項の表農林水産部・商工労働部の部しまねブランド推進室の項中「しまねブランド推進室」を「しまねブランド推進課」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) しまね農林水産物マーケティング推進事業に関すること。

第20条第 1 項の表局の部に次のように加える。

統括政策企画監	局長を補佐する。ただし、知事があらかじめ指定した局長の職務については、その職務を分担する。
---------	---

第20条第 1 項の表政策企画監室の部統括政策企画監の項を削る。

第21条の表環境生活部の主管に属する機関の部中「女性相談センター」を「男女共同参画センター」に、「美術館」を「美術館」に改め、同表健康福祉部の主管に属する機関の部中「健康福祉センター」を「福祉事務所」に改め、同表健康福祉部の主管に属する機関の部中「母子福祉センター」を「母子福祉センター」に改め、同表健康福祉部の主管に属する機関の部中「身体障害者更生相談所」を「女性相談センター」に改め、同表農林水産部の主管に属する機関の部中「身体障害者授産センター」を「心と体の相談センター」に改め、同表農林水産部の主管に属する機関の部中「精神保健福祉センター」を「身体障害者授産センター」に改め、同表農林水産部の主管に属する機関の部中「知的障害者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に改め、同表農林水産部の主管に属する機関の部中「農業試験場」を「農業技術センター」に、「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改める。

第29条第 2 項中「次の表の左欄に掲げる局」の次に「、隠岐福祉事務所及び隠岐保健所(以下この項及び第 8 項において「局等」という。)」を加え、「同欄に掲げる局」を「同欄に掲げる局等」に、「同表の左欄に掲げる局」を「同表の

左欄に掲げる局等に改め、同項の表中「局」を「局等」に改め、同表総務局の部の次に次のように加える。

隠岐福祉事務所	生活支援グループ、総務・福祉担当
---------	------------------

第29条第2項の表健康福祉局の部を次のように改める。

隠岐保健所	総務保健部	総務医事グループ、健康増進グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ
	環境衛生部	環境衛生グループ、島前保健環境グループ、食品衛生機動監視グループ、島前地域危機管理スタッフ

第29条第2項の表農林局の部農業普及部の項中「島後地域指導グループ、島前地域指導グループ」を「島後地域振興グループ、島前地域振興グループ」に改め、同表土木建築局の部業務部の項の次に次のように加える。

維持管理部	管理グループ、維持グループ
-------	---------------

第29条第2項の表土木建築局の部工務部の項中「管理グループ、維持グループ、」を削り、同条第6項を削り、同条第5項中「島前地域指導グループ」を「島前地域振興グループ」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 支庁隠岐保健所島前保健環境グループ及び島前地域危機管理スタッフは、隠岐郡西ノ島町に置く。

第29条第7項中「局、部、出張所、事業部、管理所、健康福祉局総務企画情報グループ及び黒木保健環境グループ」を「局等、部、出張所、事業部及び管理所」に改め、同項の表総務局の部中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同部第22号中「島根県中期計画及び島根県長期計画」を「島根県総合計画」に改め、同号を同部第21号とし、同部中第23号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同部の次に次のように加える。

隠岐福祉事務所

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- (3) 要保護児童の福祉に関すること。
- (4) 助産及び母子保護の実施に関すること。
- (5) 社会福祉法人等の相談に関すること。

第29条第7項の表健康福祉局の部を次のように改める。

隠岐保健所

総務保健部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 保健及び医療に係る連絡調整に関すること（環境衛生部の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 他部の所掌に属しない事項に関すること。

環境衛生部

環境と保健及び医療との連絡調整に関すること（総務保健部の所掌に属するものを除く。）。

第29条第7項の表農林局の部農政部の項第17号中「農山村振興等対策」を「山村振興等対策」に改め、同項第18号中「経営構造対策」を「農畜産関係補助金及び交付金事務」に改め、同項第19号中「需給調整」を「生産数量調整」に改め、同項第20号中「農作物、繭、家畜及び畜産物」を「農畜産物等」に改め、同項中第30号を削り、第29号を第30号と



し、第21号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(2) 環境にやさしい農業及び有機農業の推進に関すること。

第29条第7項の表農林局の部農政部の項第31号中「指定助成事業」を「畜産業振興事業」に改め、同部農業普及部の項第2号中「担当区域における生活改善」を「農業経営の改善及び農村生活の改善」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関すること。

第29条第7項の表農林局の部農村林業部の項第22号中「林業の改良普及」を「林業技術の普及指導」に改め、同項に次の1号を加える。

(38) 水と緑の森づくりの推進に関すること。

第29条第7項の表水産局の部第12号中「及び小型船舶」を削り、同部中第29号を第30号とし、第13号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 遊漁船業に関すること。

第29条第7項の表土木建築局の部業務部の項の次に次のように加える。

#### 維持管理部

(1) 道路の管理及び工事（維持修繕工事に限る。次号、第4号及び第5号において同じ。）の執行に関すること。

(2) 河川の管理及び工事の執行に関すること。

(3) 港湾の管理に関すること。

(4) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。次号、第10号、第12号及び第13号において同じ。）。

(5) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること。

(6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。

(7) 都市計画区域の管理に関すること。

(8) 都市公園、下水道、土地区画整理及び駐車場に関すること（下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。）。

(9) 国土交通省所管の公共用財産の管理に関すること。

(10) 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関すること。

(11) 屋外広告物に関すること。

(12) 公有水面の埋立てに関すること。

(13) 砂利採取法の施行に関すること。

(14) 採石法の施行に関すること。

(15) 優良宅地の認定に関すること。

(16) 洪水予報及び洪水調節に関すること。

(17) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること。

(18) 第1号から第5号まで、第7号及び第8号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

第29条第7項の表土木建築局の部工務部の項第1号中「管理及び工事」を「工事（維持修繕工事を除く。第6号及び第7号において同じ。）」に改め、同項第2号中「管理及び」を削り、同項第8号を削り、同項第7号中「及び都市計画区域の管理」を削り、同号を同項第8号とし、同項第6号を削り、同項第5号中「管理及び」を削り、同号を同項第7号とし、同項第4号中「管理及び」及び「、第10号、第12号及び第13号」を削り、同号を同項第6号とし、同項第3号中「管理及び」を削り、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 空港の工事の執行に関すること。

第29条第7項の表土木建築局の部工務部の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) ダムに係る工事の執行に関すること。

第29条第7項の表土木建築局の部工務部の項第9号から第17号までを削り、同項中第18号を第9号とし、第19号を第10号とし、同項第20号中「第5号まで、第7号、第8号及び第18号」を「第9号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 支庁農林局農業普及部は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「助長法」という。）第12条第1項に規定する普及指導センターとし、助長法第8条に規定する普及指導員をもって助長法第12条第2項各号に規定する普及指導センター業務を所掌するものとする。

第30条第2項の表松江総務事務所の部中「納税推進スタッフ」を「特別滞納整理スタッフ」に改め、同条第4項の表総務企画部及び総務税務部（税務に関するものを除く。）の項第4号中「木次総務事務所及び」を削り、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同項第24号中「島根県中期計画及び島根県長期計画」を「島根県総合計画」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第25号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

第35条を削り、第36条を第35条とする。

第37条第1項中「平成10年島根県条例第19号」を「平成16年島根県条例第50号」に改め、同条を第36条とし、同条の次に次の1条を加える。

（芸術文化センター）

第37条 島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号）第2条第1項の規定により設置された芸術文化センターは、益田市に置く。

2 芸術文化センターに、総務グループ及び学芸グループを置く。

3 芸術文化センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術に関する教育及び普及並びに調査研究に関すること。
- (3) 芸術文化センターの施設等の利用に関すること。
- (4) 音楽、演劇その他の鑑賞を目的とした事業に関すること。
- (5) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

第39条第1項中「平成3年島根県条例第27号」を「平成16年島根県条例第52号」に改める。

第40条を次のように改める。

（福祉事務所）

第40条 島根県行政機関等設置条例第3条第1項の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
東部福祉事務所	雲南市	八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡
西部福祉事務所	浜田市	邇摩郡、邑智郡、那賀郡、鹿足郡
隠岐福祉事務所	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡

2 隠岐福祉事務所は、隠岐支庁に併置する。

3 福祉事務所が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第5項に規定する事務以外の事務を分掌する場合には、次の表の左欄に掲げる福祉事務所は、第1項の所管区域のほか、それぞれ同表の右欄に掲げる市の区域を所管するものである。

福祉事務所	市
東部福祉事務所	松江市、出雲市、安来市、雲南市
西部福祉事務所	浜田市、益田市、大田市、江津市

4 次の表の左欄に掲げる福祉事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

福祉事務所	グループ、スタッフ又は担当
東部福祉事務所	生活支援グループ、総務担当
西部福祉事務所	邇摩・邑智生活支援スタッフ、那賀生活支援スタッフ、鹿足生活支援スタッフ、法人相談スタッフ、総務担当
隠岐福祉事務所	生活支援グループ、総務・福祉担当

5 西部福祉事務所生活支援スタッフの位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

生活支援スタッフ	位 置	管轄区域
邇摩・邑智生活支援スタッフ	邑智郡川本町	邇摩郡、邑智郡
那賀生活支援スタッフ	浜田市	那賀郡
鹿足生活支援スタッフ	益田市	鹿足郡

6 福祉事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること（東部福祉事務所にあつては、母子福祉資金及び寡婦福祉資金に関することを除く。）。
- (3) 要保護児童の福祉に関すること。
- (4) 助産及び母子保護の実施に関すること。
- (5) 社会福祉法人等の相談に関すること（東部福祉事務所を除く。）。

第41条を削る。

第42条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定により設置された保健所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
松江保健所	松江市	松江市、安来市、八束郡
雲南保健所	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡
出雲保健所	出雲市	出雲市、簸川郡
県央保健所	大田市	大田市、邇摩郡、邑智郡
浜田保健所	浜田市	浜田市、江津市、那賀郡
益田保健所	益田市	益田市、鹿足郡
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡

2 隠岐保健所は、隠岐支庁に併置する。

第42条第 3 項の表以外の部分中「同表の左欄に掲げる保健所又は」を削り、「担当」を「スタッフ」に改め、同項の表を次のように改める。

保健所	部	グループ又はスタッフ
松江保健所	総務保健部	総務グループ、心の健康支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視グループ、地域環境改善スタッフ
雲南保健所 県央保健所 益田保健所	総務保健部	総務グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視グループ
出雲保健所	総務保健部	総務グループ、心の健康支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、動物管理グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視グループ
浜田保健所	総務保健部	総務グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、検査グループ、食品衛生機動監視グループ
隠岐保健所	総務保健部	総務医事グループ、健康増進グループ、島前保健環境グループ、島前地域危機管理スタッフ
	環境衛生部	環境衛生グループ、島前保健環境保全グループ、食品衛生機動監視グループ、島前地域危機管理スタッフ

第42条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「、総務企画情報グループ及び支所」を削り、同項の表総務企画情報グループの項を削り、同表保健福祉部の部を次のように改める。

#### 総務保健部

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 保健及び医療に係る地域プランの総合的調整に関する事。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- (4) 病院、診療所その他の医療施設に関する事。
- (5) 結核の予防に関する事。
- (6) 特定疾患に関する事。
- (7) 環境汚染に係る健康被害に関する事。
- (8) 原爆被爆者の健康管理に関する事。
- (9) 生活習慣病の予防に関する事。
- (10) 老人保健に関する事。
- (11) 衛生教育に関する事。
- (12) 医師、歯科医師、看護師その他の保健医療関係者に関する事。
- (13) 保健統計に関する事。
- (14) 死体の解剖保存に関する事。
- (15) 栄養の改善及び指導に関する事。
- (16) 栄養士及び調理師に関する事。
- (17) 健康増進に関する事。

- (18) 歯科保健に関すること。
- (19) 母子保健に関すること。
- (20) 保健指導に関すること。
- (21) 保健師の指導に関すること。
- (22) 医療社会事業に関すること。
- (23) 他部の所掌に属しない事項に関すること。

第42条第 6 項の表能義支所の項、大田支所の項及び黒木支所の項を削り、同条第 6 項を同条第 4 項とし、同条を第41条とする。

第43条第 2 項の表保健科学部の項中「感染症疫学グループ」を「細菌グループ、ウィルスグループ」に改め、同条第 3 項の表保健科学部の項第 2 号中「病理学的検査」を「血清検査等」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「、食品添加物」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同条第 4 項中「及び部等」を「及び科」に改め、同項の表原子力環境センターの部を削り、同条を第42条とする。

第44条第 2 項中「とする」の次に「（第 7 号から第 9 号までに規定する業務は、東部総合福祉センターに限る。）」を加え、同項に次の 3 号を加える。

- (7) 母子家庭及び寡婦の各種相談に応ずること。
- (8) 母子家庭及び寡婦に必要な専門的指導及び援助を行うこと。
- (9) 母子自立支援員との連絡調整に関すること。

第44条を第43条とする。

第45条第 2 項の表医療局の部母性小児診療部の項に次のように加える。

新生児科

第45条第 4 項の表以外の部分中「グループ」を「室、グループ、スタッフ」に改め、同項の表を次のように改める。

局	部	室、グループ、スタッフ又は科
事務局	総務経営部	総務企画グループ、経営グループ、栄養管理グループ、新病院スタッフ
医療局		第一精神神経科
		第二精神神経科
		臨床検査科
		薬剤科
		総合リハビリテーション室
看護局		

第45条第 6 項の表事務局の部に次の 1 号を加える。

- (10) 新病院の整備に関すること。

第45条を第44条とし、第46条を第45条とする。

第47条第 2 項中「右欄に掲げる」の次に「室、」を加え、同項の表を次のように改める。

児童相談所	室、グループ又はスタッフ
中央児童相談所	相談支援グループ、判定保護グループ、総務企画スタッフ、地域連携・女性相談スタッフ、隠岐相談室
出雲児童相談所	

浜田児童相談所	相談支援グループ、判定保護グループ、地域連携・女性相談スタッフ
益田児童相談所	

第47条第3項中「第6号から第8号」を「第7号から第9号」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 女性相談に関すること。

第47条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 中央児童相談所隠岐相談室は、隠岐郡隠岐の島町に置く。

第47条を第46条とし、第48条を第47条とし、同条の次に次の1条を加える。

(女性相談センター)

第48条 島根県女性相談センター条例(昭和39年島根県条例第18号)第2条第1項の規定により設置された女性相談センターは、大田市に置く。

2 女性相談センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性に対する生活各般の相談に関すること。
- (2) 要保護女子及びその家庭に対する調査、判定及び指導に関すること。
- (3) 要保護女子の一時保護に関すること。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及びその被害者の保護に関すること。

第49条を次のように改める。

(心と体の相談センター)

第49条 島根県立心と体の相談センター条例(平成16年島根県条例第82号)第2条の規定により設置された心と体の相談センターは、松江市に置く。

2 心と体の相談センターに、地域支援グループ、相談・判定グループ及び支援企画スタッフを置く。

3 心と体の相談センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者に関する市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うこと。
- (2) 身体障害者に対する相談及び指導に関すること。
- (3) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (4) 補装具の処方及び適合判定に関すること。
- (5) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (6) 知的障害者に対する市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うこと。
- (7) 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
- (8) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する必要な指導に関すること。
- (9) 療育手帳の交付に関すること。
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する知識の普及啓発に関すること。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉についての調査研究に関すること。
- (12) 精神保健及び精神障害者福祉関係職員の教育研修に関すること。
- (13) 保健所等の精神保健及び精神障害者福祉活動に対する技術指導及び技術援助に関すること。
- (14) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関すること。
- (15) 精神保健及び精神障害者福祉関係の協力組織の育成に関すること。
- (16) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (17) 通院医療費公費負担の決定に関すること。

(18) 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。

第50条を削り、第51条を第50条とし、第52条及び第53条を削り、第54条を第51条とし、第55条を第52条とする。

第56条第1項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第53条とする。

第57条第1項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項の表松江農林振興センターの部農業普及部の項中「地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ、干拓指導グループ」を「松江北地域振興グループ、松江南地域振興グループ」に改め、同表木次農林振興センターの部農業普及部の項中「地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ」を「雲南地域振興グループ、仁多地域振興グループ、飯南地域振興グループ」に改め、同表出雲農林振興センターの部農業普及部の項中「地域指導グループ、農畜産指導グループ、果樹指導グループ、野菜花き指導グループ」を「出雲地域振興グループ、出雲東地域振興グループ、出雲南地域振興グループ」に改め、同部農村整備部の項中「、用水整備グループ」を削り、同部中「工事検査スタッフ」の次に「、国営担当スタッフ」を加え、同表川本農林振興センターの部農業普及部の項中「地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ」を「邑智北地域振興グループ、邑智南地域振興グループ」に改め、同表浜田農林振興センターの部農業普及部の項中「地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ」を「浜田地域振興グループ、江津地域振興グループ」に改め、同表益田農林振興センターの部農業普及部の項中「地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ」を「益田北地域振興グループ、益田南地域振興グループ、鹿足地域振興グループ」に改め、同条第3項の表以外の部分中「地域農業普及部」を「支所」に改め、「又はスタッフ」を削り、同項の表を次のように改める。

農林振興センター農業普及部	支所	グループ
松江農林振興センター農業普及部	安来支所	安来地域振興グループ、中海干拓振興グループ
川本農林振興センター農業普及部	大田支所	大田地域振興グループ

第57条第4項及び第5項を次のように改める。

- 4 農林振興センター農業普及部及び同部支所は、助長法第12条第1項に規定する普及指導センターとし、助長法第8条に規定する普及指導員をもって助長法第12条第2項各号に規定する普及指導センター業務を所掌するものとする。
- 5 農林振興センター農業普及部支所の位置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

農林振興センター農業普及部支所	位置	管轄区域
松江農林振興センター農業普及部安来支所	安来市	安来市
川本農林振興センター農業普及部大田支所	大田市	大田市、邇摩郡

第57条第8項の表以外の部分中「地域農業普及部」を「支所」に改め、同項の表農政部の項第17号中「農山村振興等対策」を「山村振興等対策」に改め、同項第18号中「経営構造対策」を「農畜産関係補助金及び交付金事務」に改め、同項第19号中「需給調整」を「生産数量調整」に改め、同項第20号中「農作物、繭、家畜及び畜産物」を「農畜産物等」に改め、同項中第30号を削り、第29号を第30号とし、第21号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(2) 環境にやさしい農業及び有機農業の推進に関すること。

第57条第8項の表農政部の項第31号中「指定助成事業」を「畜産業振興事業」に改め、同表農業普及部の項第2号中「生活改善」を「農業経営の改善及び農村生活の改善」に改め、同項第7号を削り、同項第6号中「農産及び畜産に関する」を削り、同号を同項第7号とし、同項第5号中「農産及び畜産に関する」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関すること。

第57条第8項の表農業普及部の項第8号及び第9号を削り、同項に次のように加える。

支所

管轄区域における次に掲げる事項に関すること。

- ア 農業改良普及指導の企画調整に関する事項
- イ 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関する事項
- ウ 農業技術及びその普及方法の調査研究に関する事項
- エ 農業の担い手の育成指導に関する事項
- オ 農業改良資金に関する事項
- カ 農業技術の普及指導に関する事項
- キ 技術情報の提供に関する事項
- ク 国営中海干拓事業地域における営農指導に関する事項（安来支所に限る。）。

第57条第 8 項の表地域農業普及部の項を削り、同表林業部の項第17号中「林業」を「林業技術」に改め、同項に次の 1 号を加える。

② 水と緑の森づくりの推進に関すること。

第 4 章第 6 節中第57条を第54条とする。

第58条の見出しを「（農業技術センター）」に改め、同条第 1 項中「並びに技術指導」を「、技術指導並びに普及に関する指導及び調査研究」に、「農業試験場」を「農業技術センター」に改め、同条第 2 項中「農業試験場」を「農業技術センター」に改め、「、開発営農グループは益田市に」を削り、同条第 3 項中「農業試験場に」を「農業技術センターに」に改め、「農業試験場又は」を削り、同項の表を次のように改める。

部	グループ又はスタッフ
総務企画部	総務管理グループ、企画調整スタッフ
技術普及部	普及調整グループ、農業環境グループ、農業技術普及グループ、野菜技術普及グループ、果樹技術普及グループ、花き特作技術普及グループ、畜産技術普及グループ
作物部	作物グループ、生物資源グループ
園芸部	野菜花きグループ、果樹グループ、干拓営農スタッフ
環境部	病虫グループ、土壌環境グループ

第58条第 4 項を次のように改める。

4 技術普及部は、助長法第12条第 1 項に規定する普及指導センターとし、助長法第 8 条に規定する普及指導センターをもって助長法第12条第 2 項各号に規定する普及指導センター業務を所掌するものとする。

第58条に次の 1 項を加える。

5 部及びスタッフの所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 農業に関する試験研究の企画及び調整に関すること。
- (4) 農業に関する試験研究の情報に関すること。
- (5) 農業経営の調査研究及び経営指導に関すること。
- (6) 農業に関する試験研究成果の普及に関すること。
- (7) 他部の所掌に属しない事項に関すること。

技術普及部



- (1) 農業改良普及指導の企画調整及び方法に関すること。
- (2) 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関すること。
- (3) 農業技術の普及指導に関すること。
- (4) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関すること。
- (5) 農業の担い手の育成指導に関すること。
- (6) 農業普及員の研修に関すること。
- (7) 技術情報の収集及び提供に関すること。

#### 作物部

- (1) 水稻、麦類、大豆及び特用作物の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- (2) 水稻、麦類及び大豆の原種採種に関すること。
- (3) 新品種の育成に関すること。
- (4) 優良種苗の大量増殖法開発に関すること。
- (5) 遺伝資源の保存、配布及び利用方法の開発に関すること。

#### 園芸部

- (1) 野菜の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- (2) 花き及び花木の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- (3) 果樹の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- (4) 優良品種の選抜に関すること。

#### 干拓営農スタッフ

干拓地区における畑作営農技術の試験研究及び調査に関すること。

#### 環境部

- (1) 農作物の病虫害防除の試験研究及び防除指導に関すること。
- (2) 農作物に有害な動植物の発生予察に関すること。
- (3) 土壌肥料及び作物栄養の試験研究及び技術指導に関すること。
- (4) 土壌汚染及び水質汚濁の調査研究及び技術指導に関すること。
- (5) 肥料の分析及び鑑定に関すること。

第58条を第55条とする。

第59条第 4 項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 農林水産物の加工技術の普及指導及び普及に係る調査研究に関すること。

第59条を第56条とする。

第60条第 3 項の表教育部の部第 2 号中「教育計画」を「教育及び研修の計画」に、「及び教育」を「並びに教育及び研修」に改め、同条を第57条とする。

第61条第 3 項中「干拓指導グループ」を「干拓振興グループ」に改め、同条を第58条とする。

第62条を第59条とする。

第63条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条を第60条とする。

第64条の見出しを「(畜産技術センター)」に改め、同条第 1 項中「島根県立畜産試験場条例」を「島根県立畜産技術センター条例」に、「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改め、同条第 2 項中「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改め、同項の表中「総務担当」を「畜産技術普及グループ、総務担当」に改め、同項第 3 項中「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (7) 畜産技術の普及指導に関すること。

(8) 畜産技術に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。

(9) 畜産技術及び普及方法の調査研究に関すること。

第64条を第61条とする。

第65条第 4 項第11号中「指定助成事業」を「畜産業振興事業」に改め、同条を第62条とする。

第66条を第63条とする。

第67条第 3 項第 2 号中「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改め、同条を第64条とする。

第68条及び第69条を削る。

第70条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同条を第65条とする。

第71条第 1 項中「第 8 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条第 3 項第12号中「及び小型船舶」を削り、同項中第29号を第30号とし、第13号から第28号までを 1 号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の 1 号を加える。

(13) 遊漁船業に関すること。

第71条を第66条とし、第72条から第75条までを 5 条ずつ繰り上げる。

第76条第 3 項中「及び企業誘致スタッフ」を「、企業誘致スタッフ及び名古屋地域スタッフ」に改め、第 4 章第 7 節中同条を第71条とする。

第77条を第72条とし、第78条を第73条とする。

第79条第 1 項中「第 9 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条を第74条とする。

第80条第 1 項中「平成 5 年島根県条例第23号」を「平成16年島根県条例第59号」に改め、同条を第75条とする。

第81条を第76条とする。

第82条第 2 項中「及びプロジェクトチーム」を「又はプロジェクトチーム」に改め、同項の表中「、評価・危機管理スタッフ」を削り、同条を第77条とする。

第83条を第78条とする。

第84条第 2 項の表出雲高等技術校の項中「能力開発グループ」の次に「、障害者訓練スタッフ」を加え、同条を第79条とする。

第85条第 1 項中「第10条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 2 項の表松江土木建築事務所の部業務部の項中「用地第二グループ」の次に「、用地第三グループ」を加え、同表木次土木建築事務所の部業務部の項の次に次のように加える。

維持管理部	管理グループ、維持グループ
-------	---------------

第85条第 2 項の表木次土木建築事務所の部工務部の項中「管理グループ、維持グループ、」を削り、同表出雲土木建築事務所の部工務部の項中「河港砂防グループ」を「河川港湾グループ、砂防グループ」に改め、同表川本土木建築事務所の部業務部の項の次に次のように加える。

維持管理部	管理グループ、維持グループ
-------	---------------

第85条第 2 項の表川本土木建築事務所の部工務部の項中「管理グループ、維持グループ、」を削り、同表浜田土木建築事務所の部業務部の項中「用地グループ」の次に「、高速道用地スタッフ」を加え、同部工務部の項中「河川砂防グループ、港湾グループ」を「河港砂防第一グループ、河港砂防第二グループ」に改め、同条第 4 項の表川本土木建築事務所大田土木事業所の項中「道路建設グループ、河港砂防グループ」を「工務グループ」に改め、同条第 5 項中「出張所又は」を削り、同項の表木次土木建築事務所工務部の項、益田土木建築事務所工務部の項及び益田土木建築事務所津和野土木事業所の項を削り、同条第 6 項中「、出張所」を削り、同項の表維持管理部の項中「除き」を「、木次土木建築事務所及び川本土木建築事務所」に改め、同表工務部の項中「木次土木建築

事務所及び川本土木建築事務所にあつては維持管理部の所掌事務を併せて所掌するものとし、」を削り、「及び川本土木建築事務所にあつては第 2 号、」を「あつては」に、「浜田土木建築事務所にあつては第 2 号、第 4 号、」を「川本土木建築事務所にあつては第 2 号、第 4 号から第 7 号まで及び第11号に規定する事務を、浜田土木建築事務所にあつては」に改め、同表出張所の項を削り、第 4 章第 8 節中同条を第80条とする。

第86条を第81条とする。

第87条第 1 項中「松江第 5 大橋建設事業」を「松江第五大橋建設事業」に改め、同条第 3 項の表中

	高速道路グループ、第五大橋グループ、企画調整スタッフ、技術管理スタッフ
--	-------------------------------------

を

工務部	高速道路グループ、第五大橋第一グループ、第五大橋第二グループ
	高速道用地スタッフ、技術管理スタッフ

に改め、同条を第82条とする。

る。

第88条第 1 項中「及びその附属施設」を削り、同条第 3 項中「及び施設グループ」を「施設グループ、調整スタッフ、工務スタッフ及び技術管理スタッフ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 出雲空港管理事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 出雲空港及びその附属施設の管理に関すること。
- (2) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
- (3) 空港整備事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償並びに出雲空港の運用に伴う損害の賠償に関すること。
- (4) 空港整備事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。

第88条を第83条とし、第89条を第84条とする。

第90条第 1 項の表中

	園長
--	----

を

	園長
	センター長

に、

農林振興センター 農業普及部の地域 農業普及部	地域農業普及部長	上司の命を受け、地域農業普及部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-------------------------------	----------	-------------------------------------

を

福祉事務所	所長	上司の命を受け、福祉事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
保健所	所長	上司の命を受け、保健所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に、「農業試験場」を「農

業技術センター」に、「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改め、同条第 2 項の表中

産業技術センター	副所長	所長を補佐する。	を
健康福祉センター			
隠岐支庁健康福祉局	副局長	局長を補佐する。	
」			
芸術文化センター	副センター長	センター長を補佐する。	に改め、同条第3項の表中
産業技術センター	副所長	所長を補佐する。	
」			
福祉事務所	副所長	所長を補佐し、所長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。	を
保健所			
看護短期大学	副学長	学長を補佐する。	
」			
看護短期大学	副学長	学長を補佐する。	に、
」			
健康福祉センター	医長	上司の命を受け、健康診査に関する事務を処理する。	を
保健所			
県立病院の医療局（臨床検査科、薬剤科及び医療相談科を除く。）		部長を補佐し、診療に関する事務を処理する。	
」			
保健所	医長	上司の命を受け、健康診査に関する事務を処理する。	に改め、第4章第9節中同
県立病院の医療局（臨床検査科、薬剤科及び医療相談科を除く。）			
」			

条を第85条とする。

第91条第1項の表松江保健所義支所長の項を次のように改める。

中央児童相談所隠岐相談室長	隠岐福祉事務所長
---------------	----------

第91条第1項の表県央保健所大田支所長の項から知的障害者更生相談所長の項までを削り、同表病害虫防除所長の項中

「農業試験場環境部長」を「農業技術センター環境部長」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

充てられる職が置かれる組織	充てる職が置かれる組織
雲南保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ	松江保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ
県央保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ	出雲保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ
益田保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ	浜田保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ
隠岐保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ	松江保健所環境衛生部食品衛生機動監視グループ
木次農林振興センター家畜衛生部	出雲農林振興センター家畜衛生部
川本農林振興センター家畜衛生部	浜田農林振興センター家畜衛生部

家畜保健衛生所	併置する農林振興センターの家畜衛生部
---------	--------------------

第91条を第86条とする。

第92条第 1 項の表法令によるものの部島根県職員委員会の項の次に次のように加える。

島根県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定による固定資産評価基準の細目に関する事項、同法第419条第 1 項の勧告に関する事項その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関する事務	税務課
--------------	---	-----

第92条第 1 項の表法令によるものの部中

自治紛争処理委員	法第251条第 1 項の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争がある場合における調停に関する事務	市町村課	を
島根県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定による固定資産評価基準の細目に関する事項、同法第419条第 1 項の勧告に関する事項その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関する事務		
自治紛争処理委員	法第251条第 1 項の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争がある場合における調停に関する事務	市町村課	に改め、同部島根県自然環

境保全審議会の項担任する事務の欄中「鳥獣保護狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第32号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に改め、同項庶務を担当する課又は室の欄中「景観自然課」を「自然環境課」に改め、同部島根県社会福祉審議会の項を次のように改める。

島根県社会福祉審議会	社会福祉法第 7 条及び島根県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の規定による社会福祉及び児童福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	地域福祉課
------------	--	-------

第92条第 1 項の表法令によるものの部保育士試験委員の項を削り、同部島根県障害者施策推進協議会の項担任する事務の欄中「第27条第 2 項」を「第24条第 2 項」に、「心身障害者」を「障害者」に改め、同表条例によるものの部男女共同参画審議会の項名称の欄中「男女共同参画審議会」を「島根県男女共同参画審議会」に改め、同部島根県景観審議会の項から隠岐地域保健福祉協議会の項までを削り、同部島根県みつばち転飼調査審議会の項名称の欄中「島根県みつばち転飼調査審議会」を「島根県みつばち転飼調整審議会」に改め、同項庶務を担当する課又は室の欄中「畜産振興課」を「農畜産振興課」に改め、同部島根県卸売市場審議会の項庶務を担当する課又は室の欄中「しまねブランド推進室」を「しまねブランド推進課」に改め、同部中

島根県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第 8 条第 1 項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び同条第 2 項の規定による関係機関に対する意見の陳述に関する事務	河川課
----------	---	-----

島根県神戸川 来島ダム水利 管理委員会	来島ダムの築造に伴う発電用水と農業用水その他の用水との配分に関する事項の調査審議に関する事務	
島根県屋外広 告物審議会	屋外広告物に関する重要事項を調査審議する事務	都市計画課

を

島根県水防協 議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び同条第2項の規定による関係機関に対する意見の陳述に関する事務	河川課
島根県屋外広 告物審議会	屋外広告物に関する重要事項についての調査審議に関する事務	都市計画課
島根県景観審 議会	景観形成に関する事項の調査審議に関する事務	

に改め、第5章中同条を第

87条とする。

附則第3項中「第85条第2項」を「第80条第2項」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第22項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の改正前にこの規則による改正前の島根県行政組織規則の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この規則による改正後の島根県行政組織規則の相当規定に基づいて行った手続その他の行為とみなす。

（島根県立大学条例施行規則の一部改正）

- 3 島根県立大学条例施行規則（平成12年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「第93条第2項」を「第85条第2項」に改め、同項第5号、第6号及び第8号中「第93条第1項」を「第85条第1項」に改める。

（任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部改正）

- 4 任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則（昭和37年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表の非常勤職員であって日々雇用される者の項中「福祉事務所、保健所及び」を削る。

（公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部改正）

- 5 公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「福祉事務所、保健所及び」を削る。

（ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部改正）

- 6 ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成4年島根県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「環境生活部」を「土木部」に改める。

（県有自動車管理規則の一部改正）

- 7 県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「福祉事務所、保健所、」を削り、「農林振興センター農業普及部地域農業普及部」を「農林振興セ

ンター農業普及部支所」に改める。

( 島根県会計規則の一部改正 )

8 島根県会計規則 ( 昭和39年島根県規則第22号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「福祉事務所、保健所及び」を削り、「農林振興センター農業普及部地域農業普及部」を「農林振興

センター農業普及部支所」に改め、別表第 1 隠岐支庁の項中「隠岐教育事務所」を「隠岐福祉事務所  
隠岐保健所」に改め、同表松  
隠岐教育事務所」

江総務事務所の項中「松江農林振興センター」を「心と体の相談センター  
松江農林振興センター」に改め、同表木次総務事務所の項中「木次

健康福祉センター」を「東部福祉事務所  
雲南保健所」に改め、同表川本総務事務所の項中「川本健康福祉センター」を

「川本農林振興センター」に改め、同表浜田総務事務所の項中「浜田健康福祉センター」を「西部福祉事務所  
川本土木建築事務所」に改め、同表浜田保健所」に改

め、同表益田総務事務所の項中「益田健康福祉センター」を「益田保健所」に改め、同表身体障害者授産センターの項  
を削る。

( 島根県収入証紙条例施行規則の一部改正 )

9 島根県収入証紙条例施行規則 ( 昭和39年島根県規則第58号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 号中「福祉事務所、保健所及び」を削る。

